

深浦町条例第 15 号

深浦町移住お試し住宅設置条例

(設置)

第 1 条 深浦町への移住促進及び関係人口の拡大を図ることを目的とし、深浦町に移住を検討している者が、一定期間、町の気候風土や生活を体験できる施設として、深浦町移住お試し住宅（以下「お試し住宅」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 お試し住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
深浦町移住お試し住宅	深浦町大字深浦字葦野 199 番地

(使用資格)

第 3 条 お試し住宅を使用できる者は、使用許可申請時において、深浦町外に住所を有し、深浦町への移住を検討している者及びその家族とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 転勤、婚姻等による転入予定者
- (2) 旅行に伴う宿泊利用者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員

(使用許可)

第 4 条 お試し住宅の使用を希望する者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。

2 町長は、前項の申込みを受けたときは、次の各号に掲げるいずれかに該当する場合を除き、お試し住宅の使用を許可（以下「使用許可」という。）することができる。

- (1) 未成年者のみの使用であるとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 前号に掲げる場合のほか、お試し住宅の管理上支障があるとき。

3 町長は、前項の許可をする場合において、お試し住宅の管理上必要な条件を付することができる。

(目的外使用等の禁止)

第5条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外の目的で住宅を使用し、又はその使用する権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用許可の取消し等)

第6条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は住宅の管理上特に必要があると認めたときは、当該許可に係る使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な行為により使用の許可を受けたとき。
- (3) 第4条第2項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、お試し住宅の管理上支障がある行為をしたとき。

(使用料)

第7条 お試し住宅の使用料は、原則無料とする。

(原状回復義務)

第8条 使用者は、使用が終了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、速やかにお試し住宅を明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該お試し住宅を原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第9条 使用者は、自己の責めに帰すべき事由によりお試し住宅の施設、備品類等を

損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。